

防衛省訓令第26号

防衛医学先端研究の実施に関する訓令を次のように定める。

平成27年6月25日

防衛大臣 中谷 元

防衛医学先端研究の実施に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 令和5年5月24日省訓第49号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛医学先端研究を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防衛医学先端研究 防衛医学の領域における専門的な医療技術を活用し、自衛隊の部隊運用並びに防衛医科大学校の教育及び研究に資する目的をもって

行われる先端的な研究をいう。

- (2) 課題別研究 防衛医学先端研究を実施するため、研究課題を設定し、目的、内容、期間（原則として3年）等の計画を備えた研究をいう。
- (3) 学校長 防衛医科大学校長をいう。
- (4) 幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (5) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。
- (6) 部外研究施設等 試験又は研究を行う大学、研究所その他の部外の施設をいう。

（計画書の作成等）

第3条 防衛医学先端研究の実施に当たり、学校長は、課題別研究について、幕僚長からの要望に基づき、研究の目的、内容、必要性、期待される成果及び実施期間並びに当該研究に要する経費その他必要な事項を記載した課題別研究計画書の案を作成し、当該課題別研究を開始する前年度の6月末日までに、防衛大臣の承

認を得なければならない。

第4条 学校長は、前条の規定により承認を得た課題別研究計画書に係る課題別研究について、各年度における研究の目的、内容及び期待される成果並びに当該研究に要する経費その他必要な事項を記載した課題別研究年度計画書（以下「年度計画書」という。）を毎年度作成し、当該年度計画書に係る年度の前年度の3月末日までに、防衛大臣に報告しなければならない。

2 前項の年度計画書の作成に当たり、一の年度に2以上の課題別研究があるときは、課題別研究ごとに作成するものとする。

（防衛大臣指示）

第5条 防衛大臣は、防衛医学先端研究の効果的な実施のため、必要があると認めるときは、防衛医学先端研究の実施に関し、学校長に計画書の変更等の指示を行う。

（防衛医学先端研究の実施場所等）

第6条 防衛医学先端研究は、防衛医科大学校において

実施するものとする。ただし、その一部を部隊等又は部外研究施設等において実施することができる。

- 2 学校長は、防衛省の職員以外の者と共同して防衛医学先端研究を実施するときは、当該者の所属する大学の学長、研究所の所長等と協議し、防衛医学先端研究の実施に関する協定その他の必要な取決めを締結するものとする。

（計画書の変更又は課題別研究の中止）

第7条 学校長は、第4条の規定により報告した年度計画書に記載された研究の目的が達成されないと見込まれる場合その他の事情により、年度計画書を変更する必要がある場合は、当該年度計画書を変更し、防衛大臣に報告しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定により年度計画書を変更する場合であって、課題別研究計画書を変更する必要があるときは、当該課題別研究計画書を変更し、防衛大臣の承認を得なければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、学校長は、課題別研究

を中止する必要がある場合は、防衛大臣の承認を得て、当該課題別研究を中止しなければならない。

(成果等の報告)

第8条 学校長は、課題別研究の期間が終了したときは、研究の内容、成果及び実施期間並びに当該研究に要した経費その他必要な事項を記載した課題別研究成果報告書を作成し、当該課題別研究の期間の終了後1月以内に防衛大臣に報告するとともに、幕僚長に通知しなければならない。

2 学校長は、前項の報告のほか、課題別研究ごとの各年度における実施状況について、当該年度の研究の内容及び成果並びに当該研究に要した経費その他必要な事項を記載した課題別研究年度報告書を作成し、当該課題別研究年度報告書に係る年度の3月末日までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長に通知しなければならない。ただし、年度の途中で課題別研究の期間が終了するときは、当該課題別研究の期間の終了後1月以内に防衛大臣に報告するとともに、幕僚長に通知し

なければならない。

(防衛医学先端研究審査会議)

第9条 防衛医学先端研究の実施に関し、防衛大臣の諮問に応じて答申するため、防衛省に、防衛医学先端研究審査会議（以下「審査会議」という。）を置く。

2 審査会議は、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する課題別研究計画書の案に関する事項
- (2) 第4条に規定する年度計画書に関する事項
- (3) 第7条第1項に規定する年度計画書の変更に関する事項
- (4) 第7条第2項に規定する課題別研究計画書の変更に関する事項
- (5) 第7条第3項に規定する課題別研究の中止に関する事項
- (6) 前条第1項に規定する課題別研究成果報告書に関する事項

(7) 前条第2項に規定する課題別研究年度報告書に関する事項

3 審査会議は、前項各号に掲げる事項について審議を行う場合には、防衛医学先端研究に関する有識者会議の意見を聴くものとする。

4 審査会議の構成は、次のとおりとする。

(1) 議長 事務次官

(2) 副議長 人事教育局長

(3) 委員 防衛政策局長、衛生監、議長の指名する防衛省本省の審議官、防衛医科大学校長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長

5 議長は、審査会議における審議のために必要があると認めるときは、前項第2号及び第3号に掲げる者以外の者を審査会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

6 議長は、審査会議を招集し、会務を総理する。

7 副議長は、議長を助け、議長が不在の場合、その職

務を代行する。

- 8 議長は、審査会議における審議に必要な作業を行うため、審査会議の下に、作業部会を置くことができる。

(防衛医学先端研究に関する有識者会議)

第10条 防衛医学先端研究の実施に関し、専門的な知識経験に基づく意見を聴くため、防衛省に、防衛医学先端研究に関する有識者会議（以下この条において「有識者会議」という。）を置く。

- 2 有識者会議は、前条第3項の規定により、審査会議に対し、同条第2項各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 3 有識者会議は、前項に規定するもののほか、防衛医学先端研究の実施状況等に関し、必要があると認めるときは、学校長に報告を求め、当該報告について意見を述べることができる。

- 4 有識者会議は、学識経験のある者のうちから衛生監が委嘱する委員をもって構成する。

- 5 前各項に定めるもののほか、有識者会議の構成及び

運営に関し必要な事項は、衛生監が定める。

(審査会議への諮問)

第11条 防衛大臣は、第3条の規定による課題別研究計画書の案の承認、第7条第2項の規定による課題別研究計画書の変更の承認及び同条第3項の規定による課題別研究の中止の承認を行うときは、審査会議に諮問し、その答申を踏まえて行う。

(委任規定)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、衛生監が定める。

附 則 (平成27年6月25日省訓令第26号)

- 1 この訓令は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 平成27年度から実施する課題別研究及び平成28年度から実施する課題別研究に関し必要な事項は、衛生監が定める。

附 則 (平成27年10月1日省訓令第39号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行す

る。

附 則

この訓令は、令和5年5月24日から施行する。